

篠山市地区のまちづくり推進条例（案）に対するパブリックコメントと回答

パブリックコメント受付期間：平成 24 年 4 月 9 日～平成 24 年 5 月 8 日

意見提出者：1 人 項目数：12 項目

No	条	項等	意見の概要	篠山市の考え方
1	全体		市のパブリックコメント手続き条例によると、パブリックコメントを実施する際には、審議経過や当該案件を理解するうえでの必要な資料を公開することになっている。国や県でも、審議の際に提出した資料や議事録を公開するのが一般。	本条例のパブリックコメントまでに、市自治会長会と各まちづくり協議会会長を対象にした説明会を2回、また、各まちづくり協議会を訪問し、当該地区の自治会長とまちづくり協議会の役員を対象にした説明会を開催し、意見交換を行いながら進めてまいりました。 パブリックコメントに際し、情報の提供に配慮が足りなかったことを反省いたします。
2	〃		パブリックコメントの概要と回答を公開することになっているが、従来の篠山市の取り扱いでは、数ページに及ぶコメントならともかく、わずか数行のコメントでさえ短くまとめている。これでは、質問の意図が正確に公知されているとは言えないのではないか。	いただいたコメントの原型を尊重したものを概要とし、回答いたします。
3	第2条	1	共通の地域課題を有することが重要では。	本条において地域課題の共有は、生活基盤の一部と考えており、現行のままといたします。
4	〃	2	「住みよさ及び地域力の向上」は、右肩上がりの時代は終わったので「維持と向上」の双方を目的とするのが妥当では。	市内各地にまちづくり協議会が設立され、精力的に展開されている活動は評価とともに尊重されるものであると考えます。この状態を持続し発展させることが条例の趣旨でもありますので修正いたします。
5	〃	3	地域型コミュニティとは別に、テーマ型コミュニティも構成メンバーとして明記すべきでは。	まちづくり協議会では、当該地区におけるテーマ型組織（防犯グループ、福祉関係の委員など）が構成員または協力団体となっています。 本条では上記団体は「地縁に基づいて形成された団体」として理解

				<p>しており、現行のままいたします。</p> <p>なお、地区にとらわれずに活動を展開しているボランティアグループ、NPO法人等のテーマ型組織は、まちづくりを担う不可欠な組織と理解しており、今後もまちづくり協議会にとっても大切な関係団体と考えます。</p>
6	〃	3	<p>まちづくり協議会の運営は規約重視でなければ長続きしないと思われる。その趣旨を徹底するため「規約に基づいた自律的な運営が行われるコミュニティ組織」と明記することが必要。</p>	<p>市内のまちづくり協議会はすべて規約を定めており、会議や活動の運営は規約に基づいて行われており、現行のままいたします。</p>
7	〃	逐条解説	<p>自治会とまちづくり協議会の役割分担について、総合計画を引用するだけでは説明不足。総合計画の場合、地方自治の原則である「補完性の原理」に基づいて、個人・家族、自治会（近隣集団）、まちづくり協議会）、市役所、県、国の役割を想定している。ここでも、「補完性の原理に基づき」と一言説明を加えておけば、無用の混乱は避けられるのでは。</p>	<p>コメント内容を尊重し、修正を検討します。</p>
8	第3条	逐条解説	<p>基本条例解説の当該箇所は、検証委員会報告ではまちづくり協議会の発足を踏まえて書き改められている。また第18条（改定案19条）の内容は、地縁型、テーマ型双方のコミュニティ組織がまちづくりを担ううえで重要であると指摘している。条例本文だけを引用しているこの解説は、大事なところを見落としているのではないか。</p>	<p>市内各地にまちづくり協議会が設立され、精力的に展開されている活動を尊重し、今後もこの状態を持続し発展させることが条例の趣旨でもあり、これらの趣旨は第1条の逐条解説に記しております。</p> <p>また、テーマ型組織についてはその重要性を認識しており、まちづくり協議会との連携を第10条にある技術的支援のなかで考えてまいりたいと思います。</p>
9	第7条	逐条解説	<p>この文章だけ丁寧語を使う意図は何か。</p>	<p>市民への説明文書であり、日頃の活動に敬意を示したものです。</p>
10	〃	〃	<p>補完性の原理と「車の両輪」は矛盾しないか。</p>	<p>まちづくり協議会と地区自治会長会は、お互いの違いを理解（また</p>

				は強みを活かす)して、住みよい地区をつくりあげようとするを「車の両輪」と表現しており、同様の内容を各地区での説明会でも説明し、理解を得ております。
11	〃	〃	いろいろな経緯で同一地区に複数のまちづくり協議会が設立された場合、行政は第7条の趣旨に基づき、指導あるいは拒否できるのか。	<p>総合計画においても19の「まちづくり地区」を単位に地域づくりを進めることとしており、地区毎に一つのまちづくり協議会の運営が有効に機能するように努めてまいります。</p> <p>なお、地区の合意の中でコメントにあるような状況が生じた場合は、その段階で最も地区にとって有効な手段を検討します。</p>
12	第9条		「まちづくり計画」と称すると、地区計画などと同様の強制力を有すると誤解される懸念がある。第2条(4)では「将来像」と「事業計画」を指すとなっているのでそのまま引用する方が誤解が少ないのでは。	各地区での説明会でも説明して理解を得ており、現行のままいたします。